

タイにおける外国人児童の学校不就学の要因
 —— サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より ——

Factors of Out- of- School Migrant Children in Thailand:
 A Case Study of Myanmar Children in Samutsakon Province

野 津 隆 志*

NOTSU Takashi

The influx of migrant children is creating a new educational problem in Thailand. “Out-of-school” among migrant children, a serious educational issue, is discussed in this paper. Utilizing the data from field studies conducted in 2008 and 2009, the factors influencing out-of-school children are analyzed and grouped into three categories:

1) Systemic factors signify problems related to the administrative process of accepting migrant children in school. The delay of establishing specific institutional mechanisms and procedures for the acceptance has become a major cause of out-of-school.

2) Network-related factors include cooperation networks between schools and external institutions such as non-governmental organizations (NGOs) that can provide support mechanisms that bridge the gap between the school and the children. However, the absence of these cooperative relationships is due to wide communication gaps and the lack of intermediaries.

3) Family-related factors embodied in family values and the resulting behavioral patterns. The tendency to engage in child labor, transnational and circulative life pattern, ethnic identity and expectations of returning home in the future contribute to out-of-school in Thai schools.

Factors of Non-attendance of Migrant Children:

1. はじめに

タイでは1980年代からの経済発展により労働需要が高まり、ミャンマー、ラオス、カンボジアの近隣三国から多くの就労者が流入した。1996年からタイ政府は、農漁業、家事、土木建設など特定業種を三国出身者に開放し、就労者登録をした者へ期限付きでの就労を認めた [浅見 2003][Supang *et al.* 2007]。2009年12月現在、タイ国内に居住する登録就労者は130万人である (近隣三国出身の

労働者数は、ミャンマー：108万人、カンボジア：12万人、ラオス：11万人) [Ministry of Labor, Dec. 2009]。さらに、就労者登録証を持たない「不法就労者」も百万から数百万人の規模で存在していると言われるが、実数は不明である [玉田 2009] [Human Rights Watch 2010]。

外国人就労者は家族を伴い居住する場合も多く、外国人児童も急速に増加した。外国人児童の増加は、本論文で取り上げる学校不就学以外にも、人身売買、商業的性的搾取、児童労働、ストーリー

*兵庫県立大学

トチルドレン、無国籍児童の処遇などさまざまな深刻な児童問題を作り出してきた。また、これらの課題解決のために国際機関、NGOなどの取り組みが活発化してきている [ONEC 2550a][Save the Children 2007]。

この論文は、現在特に深刻な教育課題である「学校不就学問題」を取り上げ、不就学要因を事例から分析することを課題とする。1990年の有名な国際教育会議「万人のための教育国際教育会議 (Education For All: EFA 会議)」以来、すべての子どもへ基礎教育を提供することが国際社会の達成目標となった [黒田、横関 2005]。タイでも後述するように、国内に居住する民族マイノリティや障害児の学校就学拡大が政策課題とされてきた [ONEC 2548]。しかし、現状ではタイでは15歳未満の外国人児童数は、2007年に全国で約16万人存在し、その中で学校に就学している児童は、わずか20-30%にすぎないと推定されている [The Lawyers Council of Thailand 2007]。この政策課題と現実との落差の原因を事例から探ることが本研究の目的である。

以下では、不就学問題が顕在化しているサムットサーコーン県 (以下、S県と略記) で、筆者が行ったミャンマー系児童に関する調査から不就学の実態を記述し、不就学を生み出す諸要因を多面的に分析する¹⁾。S県は、バンコク都、ターク県と並んで外国人就労者が多数居住し、不就学問題が深刻であることが報告されているため、同県を調査地とした [ONEC2550b: naa 13]²⁾。

タイでの外国人児童の教育問題に関する研究は、近年始まったばかりである。全国規模での就学状況調査も未だなされてないため、統計的な整備も遅れている。政策立案機関である国家教育審

議会やILOなどの国際機関によって、外国人児童が集住する県や地域を単位とした実態報告や事例研究が提出されだした段階である。また、従来の研究では、質的分析の不十分さがあり、不就学者の行動や意識を探ることに限界があった [ONEC 2007][ILO 2008]。そこで、本研究では、教育人類学のマクロ・マイクロ・リンケージ論 [箕浦 1999: 11-16] の視点と方法を援用し、不就学要因を社会、文化、経済、政治的側面を含めた多次元から記述し、観察と面接データの質的分析を行う。

従来の教育学研究では、世界の学校教育普及 (就学者の拡大) がどのような社会的要因 (諸主体の行動) に規定されるかという視点から、基本的な教育提供主体 (政府、企業など) と教育需要主体 (家族など) の関与過程や主体相互の複合的メカニズムを分析してきた [河野仁 1995][米村 2003]。また、近年の途上国の教育開発研究では、教育提供主体として、特に国際機関やNGOの役割を重視している [Mundy and Murphy 2001][米村 2003]。

そこで本研究は、こうした先行研究の視点をS県での予備調査 (2007年9月) の結果に取り入れ、不就学を生み出す要因を、教育提供側のシステム要因 (行政・制度にかかわる要因) とネットワーク要因 (学校とNGOの連携にかかわる要因)、教育需要側の家族要因に区分する作業枠組みを設定した。そして、これら要因群に沿った詳細な調査を実施した (2008年9月、2009年1月)。以下ではこの調査結果に基づく考察を行う。特に、家族要因については、ミャンマー系家族の価値観や生活パターンなどの家族文化と不就学の関係に注目し、詳細な面接に基づく質的分析を行う³⁾。

2. S県の就学状況

はじめに、S県の外国人児童の就学実態について概略を説明する。同県にはタイ有数の漁業基地があり、水産加工産業が発展したため、過去10年に急速にミャンマー系労働者が増加した。彼らは漁業、水産加工業、農業、工業団地関連の土木建設業などに従事している。

ミャンマー系児童の多くは未就学で、児童労働者として漁業、水産加工業、農業などに従事している。一部の児童の中には以下に記したように公立学校に就学、あるいはインフォーマル教育機関（無認可教育機関）で学習している者もいる。しかし、インフォーマル教育機関は、正規の資格教員の配置、カリキュラムなどが未整備で課題が多く、さらに在籍証明も卒業証明も出ないため、タイの中等教育・大学への進学や将来の安定的就労がきわめて困難となる。そこで、以下では「就学」を、「学校に登録され、正規の児童として扱われている状態」と定義する。まずここで、S県の実態を、学校就学先(1)(2)とその他インフォーマル教育機関への通学先(3)(4)(5)に区別して、それらの概要を記述する。

(1) 通常の公立学校

S県には86校の公立小・中学校がある。86校中56校に、1人から10人の外国人児童が就学している。外国人児童総計は1114人、民族別では、ビルマ522名、ラフ283名、モン147名、タイルア20名、ラオス17名、カレン13名 その他156名である[S.P.T.Samutsakon 2008]。国家教育審議会やNGOの推計では、同県内には約1万人の学齢外国人児童がいる[ONEC 2007]。従って、就学率は

おおよそ10%にすぎないのが現状である。

なお、公立学校の中には、親が就労許可書を持たないために正規に学校に登録されないが、通学は許可されている「未登録児童」もいる（実数は不明）。未登録児童は在籍証明も卒業証明も出ないため、未登録として扱われることが理由で、公立学校就学を断念する家族も多い。

(2) 集中受け入れ校（S小学校）

S学校は、同県で外国人児童（大多数はビルマ族とモン族）の就学を積極的に行っている県内唯一の「集中受け入れ校」である。S小学校は2006年からNGOの支援を受け、通学用のバス運行や、母語（主にモン語）でのコミュニケーション可能な補助教員を採用し、受け入れを始めた。その後現在まで、外国人児童受け入れに積極的な学校が他にないため、入学希望者が殺到し、外国人児童数は急速に増加した。2007年100名から2008年450人に外国人児童数は急増し、タイ人児童数（80名）の5倍以上になっている。

(3) K小学校の外国人学習教室（インフォーマル教育機関）

K小学校は、2007年にNGOの依頼を受け「外国人学習教室」を設置した。現在、教室には約100人の外国人児童（大多数はビルマ族とモン族）が通学している。NGOはILOから資金を得て、ビルマ語、モン語のできるボランティアを派遣し、母語による指導を行っている。この学級は当初、タイ人児童が通う通常学級へ就学する準備のための「移行学級」を目的として設置された。しかし、後述する理由で、開設から2年たっても未だに移行計画は実現せず、児童たちはこの教室だけ

で学習し、学校に登録されない状態が続いている(2009年1月現在)。

(4) NGO学習センター(インフォーマル教育機関)

県内には二つのNGOが外国人児童への支援活動をしている。NGOは、平日には就労のため学校に行けない児童を集め、休日に学習センターを開設している(全部で4カ所、2008年8月現在)。学習センターではタイ語、英語、母語(モン語、ビルマ語)、数学、コンピュータなどの学習を数時間行っている。各センターには各数十人の児童が通学しているが、土曜、日曜に数時間のみ開設され、明確なカリキュラムもなく有資格教員もないため、学習の質は必ずしも高くない。

(5) モン民族学習センター(インフォーマル教育機関)

S市街地のモン族集住地域には、2006年にモン族住民が創設した学習センターが2校あり、約100名のモン族児童が通学している。学習センターは、寺院の空きスペースを借り受け、モン族ボランティア教師により運営されている。センターは平日の月から金まで開校し、ミャンマーの公立学校で使用する教科書を用い、モン語、英語、数学、社会さらにタイ語を教えている。後述するように、こうした民族学習センターは、タイに定住せず、数年後に帰国する計画の家族のニーズに対応した教育機関となっている。

3. 不就学要因の分析

不就学要因は、教育提供側の「システム要因」、「ネットワーク要因」と教育需要側の「家族要因」

に構造化することができる。本節ではシステム要因とネットワーク要因について記述する。

(1) システム要因

システム要因とは、外国人児童受け入れに関する制度的仕組みや行政プロセスに関わる問題である。受け入れシステムは、中央レベルでも県レベルでも整備が遅れ、就学阻害の大きな要因となっていると考えられる。まず中央レベルの制度整備から述べる。

1) 中央レベル

タイでは1990年代から国際社会の人権保障の拡大潮流に影響を受け、マイノリティ教育への法的整備が進んだ[野津 2009]。1990年には万人のための教育(Education for All: EFA会議)の主催国となり、1992年に「子どもの権利条約」を批准し、それまで教育機会のなかった民族マイノリティや障害児の教育を保障するための法整備が急速に進んだ。

1999年制定の国家教育法(Phrarachababyat Gansueksa haengchati Pho so. 2542) 10条では、「タイ国内のすべての児童に平等で無償の基礎教育を12年間提供する」と規定した⁴⁾。2003年には子ども保護法(Phrarachababyat Khumkhurong Dek Pho so. 2546)が制定され、「児童の最善の利益」を確保し、児童の福祉実現と権利侵害から児童を保護するための措置を規定した。

さらに、2000年世界教育フォーラム(ダカール会議)の後、国家教育審議会が作成した「恵まれない児童のための教育政策」では、女子、障害児、困難な状況下にある児童、民族的マイノリティ児童などが質の高い完全な基礎教育に平等にアクセ

スすることを2010年までに確立することが明記された[ONEC 2005]。こうした民族的マイノリティへの権利保障拡大の流れを受け、2005年教育省規定(Rabiab Gurasuwansueksatigan Waduai Rakutan Wan Duan Pii Gud nai Ganrap Nakriaen Naksueksa Khao Rien nai Satansueksa Pho.so. 2548)が制定された。この規定では、外国人児童は外国人登録の有無にかかわらず、タイ児童と同等の教育をあらゆる教育レベルで受け、同時に外国人受け入れ学校は政府から受け入れ予算をタイ児童と同等に配分されることとされた。

しかしながら、政府はこの「受け入れ規定」ともなう具体的手続きや受け入れ体制の整備を具体化していない。外国人児童についての情報・統計も未整備で、各教育区や学校の自由裁量に任されているのが現状である。そのため、地方では次に見るような大きな混乱が生じている。

2) 地方レベル

S県での学校訪問調査では、受け入れができない理由が数多く挙げられた。教員不足、教室不足など受け入れ体制上の問題や、タイ人教師や保護者の漠然とした拒否感情もある。しかし、最も大きな理由は、外国人児童の受け入れ手続きが複雑なため、各学校で正確な手続きが理解されず、実質的に就学が拒否されていることである。

正式な手続きでは、学校は外国人児童を受け入れる場合、まず子どもの外国人登録証(IDカード: Tho Ro 38/1)を親に請求し、教育省に受け入れ申請をする。しかし、児童が未登録の場合や、さらに親自身も登録証を持たない場合もある。申請の仕方は、それらの場合に応じて異なるため、各学校によっては、この手続きを理解せず、恣意

的な手続きの解釈が生じている。そのため、外国人登録証を持たないことを理由にして、入学を「門前払い」する学校も多い。さらに、この手続きには、親に提出させる各種の証明書が必要であり、タイ語ができない親とのコミュニケーションが困難な場合もある。

こうした一連の煩雑な手続きは、学校教師の余分な事務処理となるため、受け入れへの学校教師の消極的姿勢を作っている。また、かりに学校が教育省へ受け入れ申請しても、許可がおりて実際予算が配分されるまでには1年以上も時間がかかり、その間は該当児童の予算は配分されず、学校の財政的負担を生じさせる。

本来、教育省や教育地区基礎教育委員会(Samnakgan Keet Puntii Gansksa: 以下、教委と略記)はこうした手続きについて、各学校に周知する必要があるが、そうした情報提供は十分なされていない。S県の場合、教委の外国人児童担当者は1名のみであり、学校担当者への研修機会などの十分な行政指導は困難な状況にある。

(2) ネットワーク要因

ネットワーク要因とは、学校とNGOが連携し、外国人児童の就学や教育支援を実施する上での問題である。タイでは1999年国家教育法で、教育過程にNGOなど民間団体が参画し、学校とパートナーシップを持つことを奨励し、NGOの教育関与の重要性が強調された⁵⁾。S県で活動する2つの外国人支援NGOの場合を見ても、母語のできるスタッフを有し、外国人コミュニティに密着した支援を行うことで彼らから信頼されている。

本調査では、その一つのNGO(以下、NGO-Lと略記)を集中的に調査した。NGO-Lは2005年

に創設され、専従スタッフが10名いる。2009年には財団（Muniti）として登録された。NGO-Lは活動拠点をS県とS県に隣接するR県の2カ所におき、外国人家族に対する教育、医療、福祉、権利保護などの支援全般を行っている。

NGO-Lは独自に学習センター開設する以外に、公立学校の外国人児童受け入れ促進のために、行政関係者、教委、関心のある学校長を招き、会議を開催し、外国人児童教育への理解促進のアドボカシー活動をしている。また、外国人登録証手続きのサポートなどで協力してきている。こうしたNGOの積極性を生かした学校との連携が望まれる⁶⁾。

しかし、以下で述べるように、学校との連携はきわめて困難な状態にある。なぜ連携が進まないのか、その実情を2.で記したS小学校とK小学校での調査からやや詳しく見てみたい。

1) S小学校の場合

NGO-Lは、2006年にモデル校づくりを構想し、S小学校へ外国人児童受け入れを打診した。モデル校とは、受け入れ校が少ない現状打開のため、県内にまず先進事例を作り、そこを拠点に教育方法を開発し、他校へも波及させようとするものであった。NGO-Lは、国際NGOから資金を得て、母語ができる3人の補助スタッフを雇用し、学校に派遣した。また、給食費やトラック型通学バスの運行も支援した。

S小学校は受け入れ開始時に50人の外国人児童を受け入れ、2008年には450人へと受け入れ数が急激に増えた。入学時にタイ語テストをして、タイ語理解可能な児童は通常学級、タイ語が理解できない児童は別クラスで準備教育を受けること

や、課外授業でモン語の指導も行うなど多くの受け入れ体制が構築された。

しかし、受け入れのわずか1年後、NGOと学校は「教育方針の違い」「予算配分の解釈の違い」「責任分与の理解不足」などの原因が重なり、連携が不可能となった。解決のための話し合いも困難となり、NGOは支援を打ち切った。S小学校は、その後NGOの支援を受けず、外国人児童の受け入れを継続しているが、NGOの持つ人的物的資源は活用できないため、S小学校は500名以上の外国人児童の就学で過密化し、教育の質的問題が生じている。また、逆にタイ人児童が流出するというあらたな問題を作り出している。

2) K学校の場合

NGO-Lは2007年から国際労働機構（ILO）から資金を得て、K小学校内に「移行学級」の役割を担う外国人学習教室を設置した。NGO-Lは、ビルマ族、モン族のボランティアを雇用し、母語指導と同時にタイ語や通常の教科学習も開始した。トラック型通学バスや無料給食も提供したことで多数のミャンマー系児童の通学が可能となった。しかし、開設から2年たってもまだ一人の児童移行も実現していない。

学校側は移行困難の理由として、学習教室で教えるボランティアに教員資格がないこと、そのため外国人学級での授業の質が保障されないこと、さらに、外国人学級のカリキュラムが不明確なため授業評価ができないこと、一挙に50名や60名の外国人児童が通常学級に入ると学級が混乱することなどさまざまな問題を挙げた。他方、NGO側は、学校に対して積極的に情報交換や改善のための話し合いの機会を作る努力をしていない。従っ

て、このK学校の場合も、S小学校と同様に、学校とNGOとのコミュニケーションが不足しており、相互理解が形成されていないのが現状である。

4. 不就学をつくる家族要因

ここでは、学校への不就学要因を、家族文化に焦点化し検討する。モン族の家族文化（生活パターン、将来展望、さらに教育への期待など）は、学校不就学と密接に関係していると思われる。筆者は2008年8月、2009年1月にモン族13家族（18名）に面接調査を行った（表1参照）。彼らの大多数は公立学校を選択せず、NGOやモン族の学習センターに子どもを通学させている家族である。彼らはなぜ公立学校を選択しないのか、この面接結果から考察してみたい。調査はNGOスタッフや学習センター教員をモン語通訳に介し、各家庭で行った。面接では家族の教育意識の特徴を明らかにするという視点から、あらかじめ10項目程度の質問項目を準備し、状況に応じて質問を変化させる半構造的面接を実施した。また、調査では公立学校、NGO学習センター、民族学習センターに通う子ども37人（9歳から13歳、小学生3年から6年）に面接を行ったが、補足的にこれらの面接結果も考察に加える⁷⁾。

不就学を創る家族要因には、次の(1)労働観、(2)生活パターン、(3)母語コミュニケーション、(4)教育観が内包される。この4要因は、筆者が教育人類学の研究法「仮説生成法」に基づき生成した概念（カテゴリー）である。筆者は、面接結果を逐語的に記述したフィールドノートから、研究課題に照らして関連する箇所をコード化し、さらにそれらのコードを整理し概念化した結果、こ

の4つの概念を生成した[箕浦2009: 18-34]。

(1) 労働観

「児童労働」の問題は、開発途上国において学校不就学の主要な要因の一つである[THAI-CORD 2005][ILO 2006]。そのためILOは、児童労働廃絶を重要な政策課題とし、1992年にIPEC（児童労働撤廃国際計画：The International Program on the Elimination of Child Labour）を創設した。IPECは、子どもの学校就学を促進することで、児童労働者を減少させる戦略を途上国で実施している⁸⁾。S県でも児童労働はきわめて深刻な問題である。S県で18歳未満で労働に従事している児童は、タイ人と外国人の合計で2万人を下らないと言われる[Sun Wichai Ganyaithun Heng Asia 2549: xvi]。

また、外国人家族は、タイで就労するために、ブローカーに職業紹介、移動費用などを借金している。この借金返済のために、子どもは重要な働き手とされている。土曜、日曜に開校されるNGO学習センターで学ぶ子ども達の中には、労働最低年齢基準に適合させるため実年齢は13歳でも15歳と詐称し、早朝から夕刻までエビ皮むき作業をしている場合も多い。また公立学校は、授業料は無料だが、教材費、交通費、制服など出費がある。その経済的負担の過重さから学校へ就学させない親が多い。ここではその子どもを労働力と見なす親の行動と主観的意味を面接結果から再構成する。

1) F-1-1の例

F-1の娘は小3年までミャンマーの小学校に在学していたが、タイで就労していた父親の借金返済のため、タイに来て働くことになった。現在は

表-1 面接家族の一覧

家族番号	子どもとの間柄	年齢	タイ滞在年数	教育歴	職業	子ども	子どもの就学先
F1-1	母親		8-10年	高1	家政婦	2名(15歳、 -)	NGO学習センター
F1-2	祖母	58歳	8-10年	なし			
F2-1	母親	27歳	5年	なし	魚加工工場	2名(10歳、 5歳)	K小学校学習教室(2名)
F2-2	父親	30歳		?			
F3	叔母		10年	中2	缶詰工場	4名	K小学校学習教室
F4-1	父親			中2	土木建設	1名(10歳)	K小学校学習教室
F4-2	母親		6年	小3	?		
F5	母親	40歳	4年	なし	魚加工工場	4名	モン民族学習センター
F6	母親	27歳	10年	小2	魚加工工場	1名(7歳)	モン民族学習センター
F7	母親	42歳	2年	?	魚加工工場	6名	モン民族学習センター(最年少児のみ)
F8	父親	42歳	16,17年	中3	魚加工工場	2名(19歳、 10歳)	公立学校(2年生)
F9	母親	30歳	3年	?	魚加工工場	3名	モン民族学習センター(2名)
F10-1	母親	40歳	6年	?	魚加工工場	3名(9歳、 18歳、20歳)	モン民族学習センター
F10-2	父親	45歳	6年	寺院教育(7年)	病気休職中		
F11-1	母親	35歳	5年	?	食品工場	1名(8歳)	モン民族学習センター
F11-2	父親	32歳		寺院教育(僧修行)	?		
F12	祖母	53歳	13年	?	内職(食品加工)	2名(9歳、 2歳)	モン民族学習センター
F13	母親	34歳	13年	?	冷凍食品工場	2名(7歳2年生、 15歳就労)	モン民族学習センター

エビの皮むき労働を月曜から金曜まで行い、週末にはNGO学習センターで勉強している。「なぜ娘は学校に行かないで働くのか」という質問に対して、母親はごく当たり前の口調で「お金がないので(子どもも)働かないと仕方がない」と答えた。

母親は英語の辞書や韓国語の辞書を市場で買って娘に与え、「勉強して英語や韓国語ができるようになってほしい」と語るが、勉強を労働に優先させ、学校に行かせる選択までは考えていない。

2) F13の例

F13は3人(夫、自分、夫の兄弟)でタイに来て就労を始めたが、生活困難となった。そこで、当時ミャンマーの学校に通っていた一番上の子どもをタイに来させて働かせたという。F13の場合も、子どもの就学中断させたことへの罪悪感はない。「上の子たちは仕事をするので学校に行かなかった。下の子は勉強をさせようと思ったので学校に入れた。」という事実を、感情を加えず淡々と述べた。

2例とも、学業よりも就労が優先され、子どもの就労が「当たり前のこと」と認識されている。子どもに教育を与えないことへの罪悪感はないように見える。面接した家族の過半数には中学生年齢の児童がいたが、中学生年齢の児童も「当たり前」のように就労している。こうした親の労働観は学校不就学の大きな要因と言える。

(2) 往来的生活パターン

モン族家族の生活パターンの大きな特徴は、郷里との頻繁な「往来的生活パターン」が見られることである。面接によれば、新年の祝い、親族の僧修行、病気見舞い、冠婚葬祭などさまざまな機会に郷里の親族を訪問している。

児童への面接でも同様の傾向が見られた。帰省経験がある児童は15名、経験がない4名、不明8名であった。さらに児童の中には、一時帰省ではなく、1年以上郷里に滞在し、再度タイに入国する場合もある。郷里に長期滞在する場合、児童はミャンマー国内で公立学校に通うことも多い。

S県とミャンマーの郷里とは、バスやトラック輸送ルートが存在し、往来手段が確立している。そのため親たちは、タイと郷里との往来を通常の

生活パターンと考え、次のように、タイでの就労を「一時的な出稼ぎ」と意識し、強い帰郷願望を維持しているようだ。

F3 「ビルマで商売をしたいので、それまで金を貯めたい。子どもが学校に入る頃3、4年後は)にはミャンマーに帰りたい」

F4 「自分たちはミャンマー人、ずっとタイにすることができないので、ミャンマーに帰って安定したい」

F8 「モンの郷里にいつ帰れるかいつも話している」

なお、面接した親の中で、「帰らない。タイにいた方がいい」とタイ定住の意志を回答したのは2名だけだった(F-11-2, F-13)。

こうした往来的生活パターンと帰郷願望は、学校不就学強く影響していると思われる。頻繁な往来を通して郷里との社会関係を維持し、タイでの就労は「あくまで一時的な出稼ぎである」という意識は、タイに定住するためにタイの公立学校を選び、タイ語を学ばせ、タイ人児童と対等な知識を得させる行動には結びつかない。モン族民族学習センターの教員によれば、親たちは「すぐ帰ろうと考えているので、タイの学校で子どもに教育を受けさせようと考えていない。郷里に帰る準備のためにこの学習センターに来ている」ということであった。従って、モン族家族の生活パターンそのものが、タイの学校への不就学を作る要因の一つとなっている。

(3) 母語コミュニケーション

家族への面接は、主にモン族家族集住アパートで行ったが、子どもも大人もすべてモン語で会話が行われていた。親はタイに5年や10年在住して

いても、タイ社会との直接接触が限られているため、タイ語会話技能を獲得できていない場合が多い。タイ語による面接が可能だった親は16名中3名のみだった（F1-1, F1-2, F13）。

家庭には、テレビ、ステレオ、DVDプレーヤー、カラオケなどのメディア機器が備えてある。モン族集住地域には市場があり、ミャンマーから輸送されたビデオ、DVD、音楽CD、カセットテープなどが容易に購入でき、それらのメディアを通して母語（モン語）と母語文化に絶えず接している。さらに、モン族家族は、携帯電話を駆使して郷里とのコミュニケーションを日常的に行っている。一つの家族で携帯電話を2台、3台も所持している場合もある。親たちは常に郷里と電話で話しているという。モン族家族は、このような情報通信メディアの活用により、国境を隔てた分離家族でありながら、モン族の母語や文化的アイデンティティを維持している。

母語と母文化が維持された言語環境は、親たちに子どもの母語学習への強い期待を作っている。「なぜ子どもをタイの公立学校に入れないで、モン族の学習センターに入れたのか」という質問に対して、最も多い回答は「モン語が勉強できるから」という回答であった。ある面接では、ビルマ現政府によってモン語教育が禁止された歴史を語り、モン語学習がタイでできることを喜ぶ親さえいた（F1-1）。先に述べたS小学校でも、保護者からの要求があって、週一回モン語のクラスを開講した。親たちは、現実の郷里とのコミュニケーションのため、さらに将来の帰郷に対する準備教育として子どもに母語学習を期待している。従ってモン族家族の母語コミュニケーションは、母語学習が可能な学習センターを選択し、母語学習が

できないタイ公立学校を就学先に選択しない行動の要因となっていると言える。

（4）家族の教育観—曖昧な将来期待

親の教育観の特性は学校不就学はどう結びついているのだろうか。ここでは面接結果から「曖昧な将来期待」という特性を指摘したい。一般に親たちは、明確な目標や期待を持って子どもの教育や将来について考えるのではなく、曖昧な目標と期待しか持ち合わせていないように見える。「子どもにどこまで（どの教育段階まで）教育を受けさせたいか」という質問に対して、多くの親たちは「わからない」、「子ども次第だ」ときわめて類型的な回答をした。逆に、「できるだけ高い教育をつけさせたい（F2-1）」や「勉強が続けられるのなら続けてほしい（F8）」という明確で積極的な回答は、この2名のみだった。

「将来、子どもにどんな仕事をしてほしいか」という質問に対しても、同様に「子ども次第だ」「分からない」「強制できない」という類型的な回答が多かった。また、多くの場合、質問をしてから回答がでるまでに、かなりの時間がかかった。親は子どもの将来について日ごろから自覚的には考えていないように見える。

こうした子どもの将来への曖昧な期待傾向は、子どもの将来設計や教育が家族生活の優先課題ではないことを伺わせる。さらに、こうした類型的な回答の背景には、客観的な労働市場の変動や政府の外国人労働者枠の決定によってタイでの滞在可能期間が左右されるため、親は明確な将来イメージを持つことができない状況があると推測できる。

曖昧な将来期待は、タイに定住するために積極

的に子どもの学校就学を選択する行動を抑制していると言える。たとえば、親は子どもの教育について親同士で情報交換をするなどの積極的な情報収集をしていない。そのため、親は公立学校についての情報をほとんど持っていない。たまたま隣人の子どもが公立学校に行っていたのでその学校を選び（F8）、NGOのパフレットに偶然接して学習センターを選んでいる（F4-1、F6）。従って、親は子どもの教育について、現実の条件下で、限られた情報の中から、「とりあえず行けるところに行かせる」あるいは「行けるところがなければ行かせない」という状況的な選択をしていると思われる。

5. 考察

本論で検討したS県における外国人児童の公立学校不就学の諸要因をまとめると、図1のように示すことができる。公立学校への不就学要因には、教育提供側のシステム要因とネットワーク要因、教育需要側の家族要因間の複合的関与から生じていると言える。ここでは、教育提供側と教育需要側が持つ問題に分けて、それらの問題について理

論的な文脈から整理しておきたい。

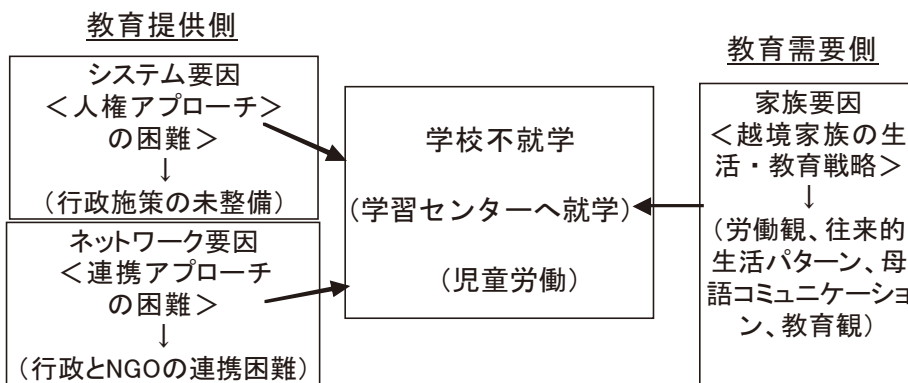
(1) システムとネットワークの問題—<人権アプローチ>と<連携アプローチ>の困難

不就学を作るシステム要因とネットワーク要因は、国際社会—国—地方という次元間の連結の視点から見ると、国際社会で普遍化が進む<人権アプローチ>と<連携アプローチ>の地方浸透上の困難と見ることができる。

<人権アプローチ>とは1990年代から国際社会で深化した「子どもをめぐる問題を人権保障の観点から解決するアプローチ」である【野津 2009: 162-164】。3. (1) で述べたように、タイでは90年代から「子どもの人権保障」に関わる制度整備が大きな政策課題とされ、「マイノリティ児童の就学保障」「子どもの性的搾取防止」「児童労働の廃絶」などの制度整備が進んだ。マクロな視点から捉えると、タイ国内の子どもの人権制度化は、「国際社会」における<人権アプローチ>の普遍化という大きな潮流に対処するタイ政府の国内制度整備過程と見ることができる。

タイ政府による「子どもの権利条約」批准（1992年）は、<人権アプローチ>の発端であっ

図-1 学校不就学の諸要因



た。批准国の条約遵守や国内法整備進捗状況を審査する国連「子どもの権利に関する委員会」は、1997年にタイ政府に対して、非定住民児童や山地民児童の出生登録、体罰の禁止、遺棄児童の保護、難民児童の保護など多岐にわたるタイ国内の子どもの人権保障のための制度改革を勧告した。同時期に、セーブ・ザ・チルドレン、ケア、エクパットなど国際人権NGOによるタイ政府に対する人権保護のためのアドボカシー活動も活発化した。こうした国際社会からの圧力に促されて、タイ政府は関係法規の整備や新たな取組みを策定した。

たとえば、「子どもの性的搾取防止」について見ると、1996年「売買春防止・取締法」が成立し、同年に政府は「子どもの商業的性的搾取の防止及び根絶に関するタイ国内政策及び行動計画」を策定した。「児童労働の廃絶」については、2001年にILO182号条約「最悪の状態による児童労働の禁止および即時廃絶条約」を批准し、児童労働廃絶のための取り締まり強化やキャンペーン活動を開始した。人権アプローチに対応した制度整備と施策実施はタイ政府の政策課題となっている。

しかしながら、これらの中央レベルでの制度改革の進展が、どの程度地方レベルにまで浸透し、児童の権利保障が実現しているかどうかは別の問題である。本論で見た外国人児童の不就学問題は、中央の制度整備が地方の次元まで浸透していない状況を示している。S県はバンコク隣接県であるながらも、多くの学校で外国人児童の受け入れが実現できていない。人権保障に関して、中央と地方との大きな落差を見ることができる。地方レベルでの人権アプローチに即したシステム整備は、それだけ初発的段階にあると言える。

次に〈連携アプローチ〉の視点からS県のネッ

トワークの現状を見ると、次のように整理できる。〈連携アプローチ〉とは、1990年のEFA会議以来、国際社会で合意された「教育開発に対するNGOと政府機関との対等な協力、協働のアプローチ」である〔野津 2009: 165-166〕。現在、「外国人児童の就学」だけでなく、「子どもの性的搾取防止」「児童労働廃絶」など国を超えた児童問題に対して国際機関、各国政府、NGOが連携し、課題解決を目指すことが、世界共通の課題となっている〔JICA 2002〕。

タイ国内でもさまざまな分野で連携アプローチの手法を導入し、NGOの影響力を政府が活用し、政策決定過程にもNGOが参加する事例が増加してきている。1997年憲法では、環境計画委員会へのNGO参加（56条）、教育活動への民間参加（81条）、子ども、女性、高齢者、障害者・虚弱者に関する法案審議へのNGOの参加、国家人権委員会への人権NGOの参加（199条）など、政策決定プロセスへのNGOの大幅な参加権が明記された〔重富 2001:156-177〕。

外国人児童支援について見ても、中央レベルでは、連携アプローチが展開し、1996年に行政とNGOが対等の立場から外国人児童支援に取り組むためのネットワーク組織であるTHAI-CORD（Thai Coordinating Committee on Migrant Children）が組織された。THAI-CORDは外国人児童支援のための情報提供、キャンペーン活動、多言語情報活動などを行っている〔THAI-CORD 2005〕。

しかしながら、地方レベルで見ると、本論で述べたようにNGOと行政・学校の連携は、きわめて困難な実態がある。従来、行政とNGO（またはNPO）連携論では、組織間連携を促進する条件として、個人的資質、キーパーソンの存在、相互コ

コミュニケーション関係（直接対話による信頼や相互理解の存在など）、組織マネジメント能力（業務支援体制、持続的なスタッフ確保、責任者、柔軟な実施のための規定など）、実務要因（協働のための合意文書、十分な情報提供など）など多様な要因が指摘されている [James 1999][野津・松田 2007]。

S県の場合、上に挙げた促進要因のどれをとっても未開発である。筆者の調査から見ると、とりわけ「相互コミュニケーション関係」の欠如が連携の困難を生じさせていると考えられる。学校とNGO間の話し合い、関係機関相互の定期的な会議や情報交換の機会も存在していない。そのため、学校側とNGO間の信頼関係が未だに形成されていないように見える。従って、〈連携アプローチ〉についても〈人権アプローチ〉と同様に、国際社会の影響を受け中央レベルでは制度整備が進んでいるが、地方への浸透は初発的段階にあり、地方でのネットワークの構築は今後の課題であるといえよう。

(2) 越境家族の生活・教育戦略

現在、国境を超えて複数の文化・社会との関係を保ち生活する〈越境家族〉が注目されている [矢野 2007][関口 2007、2008]。越境家族は「トランスナショナル家族」「環流家族」などとも呼ばれる。本論で見たモン族家族のケースは、この越境家族の特性を顕著に示し、越境家族の持つ生活と教育戦略の一般的特性が不就学に関与していると考えられる。

関口によれば、越境家族とは、移住先にいながら、故郷の家族との連絡を保ち、出身国に残された親戚との経済的、心理的、社会的関係を維持す

ることで、複数の場所に共時的、越境的につながっている家族である [関口 2007: 76-77]。近年のグローバルな人の流動は、頻繁に越境を繰り返す家族類型を世界的に拡大している。そのため、越境家族は、従来存在した移民先に定住（または永住）する従来型の「移民家族」や、一時的な就労のために短期間滞在し後に帰国する「出稼ぎ家族」とは区別される新しい移動のタイプとして注目されている。従来の外国人児童教育では、「定住型家族」や「一時出稼ぎ型家族」が対象とされてきた。しかし、それらとは生活パターンが大きく異なる越境家族の特異性に適合的な教育とはどのようなものか、誰がどのように教育を行うべきかの検討は、今後の世界的な研究課題である。

日本に在住している日系ブラジル人の心理特性を、越境家族の視点から分析した矢野によれば、日系ブラジル人は日本とブラジルとの物理的距離があるにもかかわらず帰国経験があり、将来への不確実性から「不安」が強く、「いつか帰国をしたい」という気持ちがあり、経済的理由で来日しているため、教育は彼らのプライオリティではないと推定している [矢野 2007: 133-135]。

本論で見たモン族家族のケースは、この越境家族の特性を顕著に示している。まず、そもそもモン族は「経済的困窮」のため越境した家族であり、経済的困窮は就労を教育より優先させ、学校不就学と児童労働の根本原因となっていた。また、彼らには母国との頻繁な「往来的生活パターン」が見られ、郷里との社会関係が維持されていた。モン族家族の場合、ミャンマーとタイという地理的近接性があるため、関口や矢野が述べる他国の越境家族より、いっそう母国と密着した往来的生活パターンであると言える。さらに、日常的

な「母語コミュニケーション」によって、母語・母文化が維持されていた。こうした生活パターンと母語・母文化志向が、学校不就学行動に結びついている。

また、越境家族の就労の継続性は、自己決定よりは国際経済やタイ政府の労働政策など外部要因に左右されるため、将来への展望のない「あいまい」な教育期待を形成している。そのため、親たちは高い教育期待を持たず、フォーマルな教育機関であるタイの公立学校を選択して継続的に通わせ、段階的に小中高大という学校階梯を上昇させようとは考えていない。同様に、越境家族は積極的な子どもへの教育期待を持ってないため、たまたま入手できた情報に頼り、就学先へのアクセス手段がたまたま得られればそこに通学させるという「状況的な教育選択行動」を行っている。

現在、越境家族に関する実証的・理論的研究は未開拓の領域である〔伊豫谷2007〕。S県の事例が一般化可能であるか、また現在タイで急増している越境家族の「第2世代（タイで生まれ育つ外国人児童）」や今後の「第3世代」がいかなる生活パターンと教育志向を持つかについては、今後研究対象や地域を拡大し、長期的な検証が必要である。

【注】

1) 本論文では、ビルマ族、モン族、シャン族などミヤ

ンマー共和国からタイに入国した児童は総称して「ミャンマー系児童」、個々の民族については「ビルマ族児童」、「モン族児童」などと記述する。

- 2) ONEC (2550b: naa13) によると、外国人登録者 (The Ro 38/1) 数の上位三県は、次の通りである。バンコク都242,252人、サムットサーコーン県151,728人、ターク県135,894人。
- 3) 現地調査は、平成19～21年度科学研究費「外国人児童の母語学習支援をめぐるネットワーク形成の国際比較基盤研究 (C)」松田陽子代表による。現地調査はチャリダー・ピヤタムロンチャイ (立教大学ESD研究センター特別研究員) と共同で行った。
- 4) 本論文法令の日本語訳は、国家教育審議会 (Office of the National Education Commission) による同法英語版 National Education Act B.E.2542 (1999) を訳出した。
- 5) 国家教育法第9条(6)では、学校と地域団体 (community organization)、民間団体 (private organizations)、宗教施設 (religious institutions) などとのパートナーシップが強調されている。
- 6) 外国人集住地域を抱える他県でもNGOは先導的な役割を果たし、受入促進のために活発な連携を実施してきたところもある。たとえば、ターク県ではNGOの学習センターを正規の学校として認可するところまで連携が進んでいる。次のASTVホームページを参照: <http://www.manager.co.th/Local/ViewNews.aspx?NewsID=9520000108469>。
- 7) 本調査では、家族 (コミュニティ) との直接アクセスが可能だったのはモン族のみだった。他の民族集団の調査はしていないため、家族要因の分析は限定的に解釈しなければならない。他の民族の家族実態の分析は今後の課題である。
- 8) 児童労働撤廃国際計画 (IPEC) のホームページ「児童労働撤廃における教育の役割」を参照 (<http://ilo-mirror.library.cornell.edu/public/japanese/region/asro/tokyo/ipcc/ilo/approach/2educati/01.htm>)

【引用文献】

- 浅見靖仁 2003. 「国際労働力移動問題とタイ—研究動向と今後の課題」『大原社会問題研究所雑誌』530: 22-43.
- Child Protection Act of 2003 (http://www.no-trafficking.org/content/pdf/childprotection_eng.doc) (2010年2月閲覧)
- Human Rights Watch 2010. *From the Tiger to the Crocodile Abuse of Migrant Workers in Thailand* (<http://www.hrw.org/node/88619>) (2010年3月閲覧)
- ILO 2006. *Out of Work and Into School: Our Development Challenge*, International Labour Office, Bangkok.
- 2008. *My Life Dream, 12 June 2008 World Day against Child Labour* (Booklet), International Labour. Labour Office,

- Bangkok.
- ILO-IPEC 2006. *Child Domestic Labour in South-East and East Asia: Emerging Good Practices to Combat It* (Booklet), International Labour Office, Bangkok.
- 伊豫谷登士翁 2007. 『移動から場所を問う 現代移民研究の課題』 有信堂.
- James, Katherine 1999. *Understanding Successful Partnership and Collaborations Parks & Recreation*, (http://findarticles.com/p/articles/mi_m1145/is_5_34/ai_54774947/) (2010年2月閲覧)
- JICA 研究所 (国際協力事業団国際協力総合研修所) 2002. 『地域に根ざしたNGOとの連携のために－草の根NGOとJICAとのパートナーシップ構築－』 国際協力事業団国際協力総合研修所.
- 黒田一雄, 横関祐見子編 2005. 『国際教育開発論』 有斐閣.
- 河野仁 1995. 「米国における教育の歴史社会学・社会史研究－『教育拡大』研究の理論と方法を中心に」 日本教育社会学会『教育社会学研究』 57: 55-79.
- 箕浦康子編著 1999. 『フィールドワークの技法と実際』 ミネルヴァ書房.
- 箕浦康子編著 2009. 『フィールドワークの技法と実際Ⅱ分析・解釈編』 ミネルヴァ書房.
- Ministry of Labor (Office of Foreign Workers Administration) 2009. *Khomuun Sathiti Jamunuan Khon Tan Dao* (<http://115.31.137.7/workpermit/main/Stat/SMonth/2552/sm12-52.pdf>) (2010年2月閲覧)
- Mundy K. and Murphy L. 2001. Transnational Advocacy, Global Civil Society? Emerging Evidence from the Field of Education, *Comparative education review*, 2001, Vol. 45 No. 1 85-126.
- 野津隆志 2009. 「タイにおける越境児童問題と教育支援ネットワーク (その2) — 子どもの人権保障の制度化過程 —」 兵庫県立大学『商大論集』 61(1): 151-165.
- 野津隆志, 松田陽子 2007. 「ニューカマー支援NPOと行政・教委・学校との連携形成の現状」『外国人支援NPOによる多文化共生ネットワーク形成の国際比較』平成16年度～18年度科学研究費補助金研究成果報告書 松田陽子.
- OK nation online, 1st. Oct. 2007, *Phud Nursary Rab Dui Lee Luuklaan Rengan Tan Dai Phama nai Thai* (<http://www.oknation.net/blog/komchadluek/2007/10/01/entry-1>) (2010年2月閲覧)
- ONEC (Office of the National Education Commission) 1999, *National Education Act B.E.2542*, Office of the National Education Commission.
- (Samnakgaan Lekhatigaan Sapha Gansuksa) 2548. *Nayobai Gan Jad Gansuksa Samrap Dek Doi Okas*, Samnakgaan Lekhatigaan Sapha Gansuksa.
- (Samnakgaan Lekhatigaan Sapha Gansuksa) 2550a. *Raigaanwichai Okaa Santang Gansuksa khong Dek Opayop Tandoa lea Dek Chonphao nai Changwat Samut Sakhon*, Samnakgaan Lekhatigaan Sapha Gansuksa.
- (Samnakgaan Lekhatigaan Sapha Gansuksa) 2550b. *Ekasanpragob Gansamna Cheng Patibat Pua Ganmod Lea Jad Tamneotang Ganjad Gansuksa Samurapu Dek Apayop Tanng Dao Lea Rengan Dek Khaamchaat*, Samnakgaan Lekhatigaan Sapha Gansuksa.
- Save the Children 2007. *Building School-Based Protection for Migrant Children in Thailand*, Save the Children UK, South-East and East Asia Regional Office.
- 関口知子 2007. 「移動する家族と異文化間に育つ子どもたち」『南山短期大学紀要』 35: 205-232.
- 2008. 「越境家族の子どもたち：新移住者第2世代の言語とアイデンティティ」『南山短期大学紀要』 36: 75-101.
- 重富真一 2001. 『アジアの国家とNGO』 明石書店.
- S.P.T.Samutsakon (Samnakgan Keet Puntii Gansksa Samutsakon) 2551. *Sarub koomun Jamunuan Nakrien Maimii Raktan taan Tabianrasad lea Dek Maimii Sanchat Thai Prakjam Pii Gansuksa*, Samnakgan Keet Puntii Gansksa Samutsakon.
- Sun Wichai Ganyaithun Heng Asia, Sataban Asiasuksa, Chulalongkon Mahawitayalai and ILO 2549. *Gaan Chai Rengaan Dek Phak Pramong Tonuang Pramong Gasetagom Lea Khon Rap Chai Nai Baan Changwat Samutsakhon*, Chulalongkon Mahawitayalai.
- Supang Chantavanich, et al. 2007. *Assessing the Situation of the Worst form of Child labour in Samutsakorn*. Bangkok: Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- 玉田芳史 2009. 「タイのナショナル・ポピュリズム：予備的考察」『移民外国人問題とナショナル・ポピュリズム運動に関する比較地域研究』 河原祐馬 (研究代表) 平成19年度～平成20年度科学研究費補助金研究成果報告書.

THAI-CORD 2005. *The Situation of Migrant Children in Thailand and The Implementation of the Thai Coordinating Committee on Migrant Children*, THAI-CORD.

The Lawyers Council of Thailand (The Human Rights Sub-Committee on Ethnic Minorities) 2007. *Stateless, Migrant Workers and Displaced Persons* (<http://www.statelessperson.com/www/?q=node/840>) (2010年2月閲覧)

矢野パトリシア 2007. 「トランスナショナルな移住を経験している家族－日系ブラジル人家族の現在状況」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』8: 127-141.

米村昭夫 2003. 『世界の教育開発：教育発展の社会科学的研究』明石書店.